

宮城県（みやぎスマエネ倶楽部）クレジット売却要領

（趣旨）

第1条 この要領は、宮城県（以下「県」という。）が運営・管理する「みやぎスマエネ倶楽部」が、J-クレジット制度に基づき認証を受け、取得したクレジット（以下「クレジット」という。）の購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）に売却するに当たり必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）J-クレジット制度

「国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度実施要綱」（平成25年4月17日付け経済産業省、環境省、農林水産省策定）及びこれに付随する諸規定等（J-クレジット制度認証委員会が制定するものを含む。）に基づき、省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組みによる、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を国が認証する制度をいう。

（2）クレジット

J-クレジット制度の認証基準に従い、J-クレジット制度認証委員会により、認証・発行された二酸化炭素の削減量及び吸収量をいう。

（3）J-クレジット登録簿

J-クレジット制度に基づき発行されるクレジットを管理し、その取得、移転及び無効化について、電子的に記録したものをいう。

（4）保有口座

J-クレジット登録簿において、クレジットを取得しようとする者の申請に基づき開設される、クレジットを保有するための口座をいう。

（5）移転

J-クレジット登録簿上でクレジットの保有者を変更することをいう。

（6）無効化

オフセットで使用したクレジットが再販売又は再使用されることを防ぐために、J-クレジット登録簿の操作により無効にすることをいう。

（購入希望者の募集）

第3条 県は、購入希望者の募集を、クレジットの売却予定数量及び売却上限数量を県ホームページ等に公表することにより行うものとする。

2 前項の規定による購入希望者の募集は、次の各号に掲げる販売種別ごとに行うものと

し、その募集の対象は、それぞれ当該各号に定める要件のすべてを満たす者とする。

(1) 県内企業向け販売

イ 県内に本社、本店又は主たる事務所等を有する事業者又は団体等であること

ロ 他者への転売を目的としないこと

ハ クレジットを購入した場合において、社名等及び購入数量を県ホームページ等で公表することに同意すること

ニ クレジット購入申し込みを行う日から過去 1 か月の間、本要領に基づいて販売されたクレジットを購入していないこと

(2) 通常販売

イ クレジットを購入した場合において、社名等及び購入数量を県ホームページ等で公表することに同意すること

3 前項の規定にかかわらず、購入希望者の募集は、次の各号に掲げる者を対象外とする。

(1) 法令又は公序良俗に反する者

(2) 暴力団又は暴力団の統制下にある者

(3) その他クレジットの売却先として適切でないと認められる者

4 第2項第1号に定める販売の募集は、次の各号に掲げる方法のうちいずれかによって行うものとする。

(1) 募集期間を定めずに実施する。なお、募集期間を終了する場合は、あらかじめ県ホームページ等で公表したうえで終了する。

(2) 募集期間を定めて実施する。

5 第2項第2号に定める販売の募集を行う場合、期間を定めて実施し、当該期間中においては、第2項第1号に定める販売の募集は行わない。

(売却予定数量、売却上限数量及び最低売却単価)

第4条 クレジットの売却予定数量、売却上限数量及び売却単価は、募集の都度、県が定めて公表する。ただし、前条第4項第1号に定める販売を行う場合であって、クレジットの売却予定数量、売却上限数量及び売却単価を変更する場合には、あらかじめ県ホームページ等で公表したうえで変更するものとする。

(購入の申込み)

第5条 購入希望者は、募集期間内に、クレジット購入申込書(様式第1号)にクレジットの購入希望数量等の必要事項を記入の上、電子申請システムにより、県に提出するものとする。

2 県は、第1項の提出があった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、資料の提出を求めることができる。

(購入予定者の決定)

第6条 県は、前条第1項の規定による申込みがあった場合は、当該申込みの内容を審査の上、前条に定めるクレジット購入申込書を県が受理した順に、購入希望数量が売却予定数量を上回らない範囲で、購入予定者を決定する。

2 県は、売却の適否について、購入希望者に書面により通知する。

(契約の締結)

第7条 県は、前条の規定により決定した購入予定者と契約を締結し、契約書を作成する。

(代金の納付)

第8条 購入予定者は、クレジットの売買代金を、県が指定する期日までに、県が発行する納入通知書により納入するものとする。

(クレジットの移転)

第9条 県は、購入予定者からの売買代金の納入を確認した後、J-クレジット登録簿の操作により県の保有口座から購入予定者が指定する保有口座へ、クレジットの移転手続を行うものとする。

2 購入予定者が口座を保有しない場合又は口座を指定していない場合は、県が代理でクレジットの無効化を行うことができる。

(協議)

第10条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と購入希望者又は購入予定者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第11条 この要領は、クレジットに係る社会情勢等を鑑みて、予告なく変更する場合がある。

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年5月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。